



兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2020.11 No.412



令和元年度Gマークラッピングトラック協力会社
株式会社ショーゼン・本社営業所

主な記事

- 令和2年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱
- 自動車公害防止月間(11月)に伴う「環境キャンペーン運動」の実施・「環境と物流を考えるフォーラム」の開催について

主な同封物

- 令和2年度 整備管理者選任後研修(後期)のご案内
- 環境保全チラシ

CONTENTS

行政からのお知らせ

(兵庫県)令和2年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱	1
窒素酸化物低減のための季節対策について	5

事務局からのお知らせ

兵庫県トラック協会会長表彰候補者の推薦について	6
令和2年度 整備管理者選任後研修(後期)のご案内	9
自動車公害防止月間(11月)に伴う「環境キャンペーン運動」の実施・「環境と物流を考えるフォーラム」の開催について	10
交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭を挙行了しました	11
Gマークラッピングトラックの走行にご協力いただいた株式会社ショーゼンに感謝状の授与及び記念品を贈呈させていただきました	12

委員会だより

13

支部活動だより

交通安全祈願祭を開催しました(東部支部)	14
支部親睦ゴルフコンペを開催しました(東部支部)	14

すごい人、紹介します

15

会員だより

18

トラッ君が「ゆるキャラグランプリ2020 THE FINAL」に出場しました!!!

19

適正化事業部からのお知らせ

巡回指導における指導事項(今月のテーマ「帳票の保存期間について」)	20
-----------------------------------	----

協会日誌

22

兵ト協会費免除について

新型コロナウイルス対策の支援として令和2年7月から令和3年3月まで9ヶ月間の会費を免除します。

よってこの間の会費請求書は発行しません。



行政からのお知らせ



兵庫県

令和2年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

1 目的

この運動は、ひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、地域と一体となった道路交通環境づくりを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動期間

令和2年12月1日（火）から同年12月10日（木）までの10日間

- 「交通安全意識を高める日」 12月1日（火）
- 「みんなで迷惑駐車をなくする日」 12月1日（火）
- 「自転車安全利用の日」 12月2日（水）

3 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

4 推進テーマ

みんなで作る 通学路の交通安全
思いやる 気持ちで守る 高齢者

5 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

6 運動重点

- (1) 子供を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 高齢運転者等の安全運転の励行
- (3) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (4) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- (5) 自転車の安全利用の確保

7 運動重点に関する主な推進項目

各重点に掲げる項目を中心に、交通安全キーワード「こいぬのあしあと」などを活用した広報啓発、参加・体験・実践型の交通安全教育や待ち受け型の交通安全指導等を行い、広く県民に対し普及啓発・促進することにより交通安全意識の高揚を図る。

※ 交通安全キーワード

こ＝交通安全は家庭から

い＝いつものみちでも とまる・みる・まつ

ぬ＝ぬれたみちでは スリップちゅうい

の＝のるときは ブレーキ・ライト だいじょうぶ

あ＝あおしんごうでも みぎ・ひだり

し=シートベルトは カチッとなるまで

あ=あかるいふくと はんしゃざい

と=「止まれ」のばしょは いったんとまって みぎ・ひだり

(1) 子供を始めとする歩行者の安全の確保

交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が最も高いこと、歩行者側にも横断違反等の法令違反が認められること、次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、依然として道路において子供が危険にさらされていること、高齢者交通事故死者の多くが歩行中の事故であることから、歩行者の安全確保を図る必要がある。

ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ◆ 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の呼び掛け
- ◆ 歩行中児童の交通事故の特徴（走行車両の直前直後横断や飛び出しが多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
- ◆ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- ◆ スマートフォン操作等のながら行為の危険性の周知

イ 歩行者の安全の確保

- ◆ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- ◆ 通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ◆ 加齢等による身体機能の変化への的確な認識と安全行動の必要性
- ◆ 安全な横断方法（特に左方向から進行してくる車両への注意）
- ◆ 電動車いす等の交通ルールとマナー

(2) 高齢運転者等の安全運転の励行

死亡事故の第1当事者の多くが自動車であること、「自動車対歩行者」の死亡事故の多くが道路横断中に発生し、このうち約3割が横断歩道横断中であり、歩行者保護意識の向上が必要であること、高齢者の交通事故死者数の減少が強く求められている中、高齢運転者による重大交通事故が発生していること、後部座席シートベルト着用率やチャイルドシート使用率がいまだ低調であることから、高齢運転者等による安全運転の確保が必要である。

ア 運転者の交通ルール遵守の徹底等

- ◆ 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- ◆ 横断歩道手前での減速・停止義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者保護の徹底
- ◆ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性の周知と「道路交通法の一部を改正する法律(令和元年法律第20号)」による罰則強化についての指導・啓発

イ 高齢運転者の交通事故防止

- ◆ 加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの特徴を踏まえた交通安全教育等の実施
- ◆ 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカー（略称：サポカー）の普及啓発

- ◆ 国のサポカー補助金及び県の高齢運転者交通事故防止対策事業の周知
 - ◆ 運転支援機能の限界や注意点等正しい知識の周知
 - ◆ 安全運転相談窓口（全国統一専用ダイヤル＃８０８０）の周知及び利用促進
 - ◆ 運転免許証の自主返納制度と返納者への支援措置
 - ◆ 高齢者の運転に関する家庭内での話合い
 - ◆ 高齢運転者標識（70歳以上の運転者が掲示する高齢者マーク）の使用
- ウ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ◆ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務
 - ◆ シートベルトとチャイルドシートの効果及び正しい着用・使用方法
 - ◆ 高速乗合バス及び貸切バス等の全ての座席におけるシートベルト着用の必要性

(3) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

重大交通事故の原因となる飲酒運転や妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が後を絶たないことから、運転者の規範意識の高揚と飲酒運転等を許さない環境づくりのため、飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶を図る必要がある。

ア 飲酒運転の根絶

- ◆ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- ◆ キッズ交通保安官などによる飲酒運転根絶を呼びかける活動
- ◆ 自動車運送事業者等の点呼時のアルコール検知器の使用
- ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」
 - ※ 酒を飲んだら車を運転しない
 - 運転する時は酒を飲まない
 - 運転する人には酒を飲ませない
- ◆ ハンドルキーパー運動の促進
 - ※ 自動車仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届けるという運動
- ◆ 事業者等に対する飲酒運転追放宣言書の交付

イ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の根絶

- ◆ 「道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）」による罰則創設等の周知
- ◆ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った安全運転の必要性
- ◆ ドライブレコーダーの普及促進

ウ 共通項目

- ◆ 交通事故被害者の声等を反映した飲酒運転等根絶の呼び掛け
- ◆ 飲酒運転等の悪質性・危険性の周知
- ◆ 家庭、職場、地域等における飲酒運転等を絶対に許さない環境づくりの促進

(4) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夕暮れ時は、人や車の動きが活発となるほか、日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れ時や夜間には、重大交通事故につながるおそれのある事故が増加傾向にあることから、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を図る必要がある。

- ◆ 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（65歳以上の高齢歩行者が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施
- ◆ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- ◆ 早めのライト点灯、対向車や先行車がない場合はハイビームを活用

※ 早めのライト点灯推奨時間

期 間	点灯推奨時間
4月から9月	午後5時
10月から3月	午後4時

◆ 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起

(5) 自転車の安全利用の確保

自転車乗用中の交通事故死者が増加したこと、自転車側の死傷者の多くに何らかの法令違反が認められることから、自転車利用者に対する交通ルールの遵守と交通マナーの周知徹底が必要である。

ア 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

◆ 「自転車安全利用五則」(平成19年7月10日交通対策本部決定)

※ 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

◆ 傘差し、スマートフォン、イヤホン使用等の危険性

◆ 自転車道、自転車専用通行帯等における走行ルール

◆ 自転車運転者講習制度

※ 対象となる危険行為に、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)が追加

◆ 6月30日に施行された「兵庫県道路交通法施行細則の一部改正」による自転車の乗車人員の年齢制限に関する規定

※ 幼児用座席に乗車させることができる者を「6歳未満の者」から「小学校就学の始期に達するまでの者」に改正

イ 自転車の安全利用の促進

◆ 反射材用品等の活用

◆ ヘルメット着用

◆ 幼児用座席シートベルトの着用及び幼児二人同乗用自転車の安全利用

◆ 自転車の点検整備

◆ 条例で義務化された自転車損害賠償保険等の加入



窒素酸化物低減のための季節対策について

- 実施期間 令和2年11月1日から令和3年1月31日
- 対象地域 阪神地域（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町）
及び播磨地域（姫路市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、太子町）
の11市4町
- 協力依頼内容
- 暖房用ボイラーの運転に関しては、暖房温度を適正に設定し、燃料使用量の削減に努めてください。
 - 業務用貨物自動車等については、合理化等により、できるだけ運行を抑制するとともに自動車の整備点検を徹底してください。
 - 駐停車時のエンジン停止、急発進・急加速の抑制、迷惑駐車をしない等、環境に配慮した自動車利用（エコドライブ）を心がけてください。

問い合わせ先
兵庫県農政環境部環境管理局水大気課
大気班 担当：山本
TEL:078-341-7711（内線3369） FAX:078-362-3966



事務局からのお知らせ

兵庫県トラック協会会長表彰候補者の推薦について

下記により協会会長表彰を行いますので、候補者をご推薦下さるようお願い申し上げます。
なお、提出方法につきましては、表彰の種類を明記のうえ、所属支部にご提出ください。

記

1. 該当者 平素から業界発展のため尽くされた方。
長年にわたり運送業務に精励し、その功績が顕著な方。
2. 提出書類 ① 功績調書（様式1）
② 履歴書（様式2）
③ その他参考となる資料
※①・②に関してはコピーしていただき、いずれの記入欄にも詳細明確に記入して下さい。記入枠が足りない場合は他の用紙に記入して下さい。
3. 提出期限 令和3年1月12日（火）
4. 表彰の種類及び推薦資格
 - (1)「感謝状」
 - ① トラック運送事業及び利用運送事業の役員として、15年以上若しくは事業歴30年以上（免許取得から30年以上）を有し、その業務に精励し、当該事業並びに業界の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の方。
 - ② 本会または本会支部の役員並びに本会部会等の所属員として15年以上その業務に精励、業界の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の方。
(注) 各項①・②のどちらかに該当すれば推薦できます。
 - (2)「表彰状」
 - イ. 危険を省みず職責を遂行し、または重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な方。
 - ロ. 有益な発明・考案・改良または研究を行い、運送事業に著しく貢献した方。
 - 中間管理者 ① イまたはロに該当する現在中間管理職の方。
② 中間管理者として自社で25年以上勤務し、成績優秀な満50歳以上の方。
 - その他の従業員 ① イまたはロに該当する現在従業員の方。
② 従業員として自社で25年以上勤務し、成績優秀な満50歳以上の方。
 - 運 転 者 ① イまたはロに該当する現在運転者の方。
② 運転者として自社で25年以上勤務し、成績優秀な方。
(注) 各項①・②のどちらかに該当すれば推薦できます。
 - 本会または本会支部の職員
本会または本会支部の職員として、15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な方。
※年数及び年齢の起算日は、令和3年3月1日とします。

兵ト協会長表彰
(様式 1)

功 績 調 書

※次の表彰の種類いずれかに○して下さい。

【1 感謝状、2 中間管理者、3 その他の従業員、4 運転者、5 職員】

支 部 名

㊟

1. 事業所の住所 名 称 代表者氏名	
2. 被表彰候補者の 役職・ <small>ふりがな</small> 氏名 生年月日	
3. 推せん順位	
4. 推せん理由	
5. 賞罰、勤務成績素行 等参考となる事項	

※ご記入いただいた個人情報は、当協会表彰規程にもとづく会長表彰の推せんの為のみに使用いたします。

兵ト協会長表彰
(様式 2)

履 歴 書

本 籍	
現 住 所	
ふ り が な 氏 名	
生 年 月 日	
学 歴 (最 終 学 歴)	
資 格 (各 種 免 許 事 項)	
職 歴	
そ の 他	

※ご記入いただいた個人情報は、当協会表彰規程にもとづく会長表彰の推せんの為のみに使用いたします。

(作成者氏名)

(連絡先)

※所属支部へご提出下さい。

<令和2年度 整備管理者選任後研修(後期)のご案内>

各事業所で選任された整備管理者に、2年に1回の受講が義務付けられている研修です。

令和2年度整備管理者選任後研修(後期)の申込み受付を行います。

今年度の選任後研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各開催の受講定員数を少なくし、開催数を増やして(分散して)実施いたします。

受講を希望される方は、次の項目を厳守いただきますようお願いいたします。

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため不急の受講は控えていただきますようお願いいたします。
- ・発熱、咳、倦怠感などの風邪症状のある方は受講しないで下さい。
- ・新型コロナウイルスに罹患し治癒していない場合は受講しないで下さい。
- ・会場に入る前には手指の消毒を行っていただき、受講の際は必ずマスクを着用して下さい。(本人確認のため、一時的にマスクを外していただく場合があります)。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、開催を延期または中止する場合がありますので予めご了承ください。

※ 受講者は、必ず受講日の前日に兵ト協ホームページにて開催の有無についてご確認下さい。

1. 後期開催の日時・場所

日時	第1回	【神戸会場】	令和3年1月21日(木)	9:30~12:00	受付 9:00
	第2回	【神戸会場】	令和3年1月21日(木)	13:30~16:00	受付13:00
	第3回	【姫路会場】	令和3年2月4日(木)	13:30~16:00	受付13:00
	第4回	【神戸会場】	令和3年2月15日(月)	9:30~12:00	受付 9:00
	第5回	【神戸会場】	令和3年2月15日(月)	13:30~16:00	受付13:00

場所 【神戸会場】 兵庫県トラック総合会館 [大会議室] 神戸市灘区大石東町2-4-27
※ 神戸会場は、会館駐車場が狭隘なため受講者は公共交通機関をご利用下さい。

【姫路会場】 姫路市文化センター [小ホール] 姫路市西延末426-1
※ 姫路会場は、無料駐車場はありません。(周辺に有料駐車場有り)
※ 今年度初めて使用する会場であり、お間違えの無いようお越し下さい。

2. 申込方法

兵ト協ホームページ「研修会・講習会」ページの「整備管理者選任後研修開催案内・申込フォーム」からお申込み下さい(11月10日(火)から受付開始予定)。なお、インターネット環境が無い等で申込みが出来ない方は、兵ト協業務部までご連絡下さい。

※ 希望する受講日の10日前までにお申込み下さい。但し、開催毎に定員に達した時点で受付を締め切ります。

※ 開催を延期または中止する場合は、事業者へのFAXによる通知と兵ト協ホームページ上でお知らせ致します。(TEL・郵送等によるお知らせは行いませんので予めご了承下さい。)

3. 受講料 無料 ※ 当日は、整備管理者手帳と筆記用具をご持参下さい。

4. 「整備管理者手帳」発行の有無

整備管理者手帳または整備士手帳をお持ちでない方、並びに手帳をお持ちで研修修了の記入欄(スペース)が無くなった方には、研修当日に整備管理者手帳を新たに発行致しますので、お申し込みの際に「手帳発行の有無」の項目で「希望する」を選択して下さい。

5. 問い合わせ先 (一社)兵庫県トラック協会 業務部 TEL:078-882-5556

自動車公害防止月間(11月)に伴う

「環境キャンペーン運動」の実施・「環境と物流を考えるフォーラム」の開催について

地球温暖化防止に向けた取り組みとして、国、自治体、各行政機関が「自動車公害防止運動」を展開し、全日本トラック協会においても11月を「エコドライブ推進強化月間」と定め、環境対策を推進しています。

兵庫県トラック協会では、トラック運送業界が環境対策に積極的に取り組んでいること、また、トラック運送事業者がアイドリングストップやエコドライブに努め、地球温暖化防止に日々取り組んでいることを広く県民の皆様にご存知いただくことを目的に、さらには県民の皆様にも環境保全の重要性をご理解いただき、アイドリングストップやエコドライブを励行していただけるよう「環境キャンペーン運動」の実施及び「環境と物流を考えるフォーラム」を開催致します。

開催日時と場所等

◎ 環境キャンペーン運動

- ・ 期 間： 令和2年11月1日(日)～11月30日(月)
- ・ 場 所： 県内各支部周辺地域
- ・ 配布物品： チラシ、エコ関連グッズ [マルシェバッグ他]

◎ 環境と物流を考えるフォーラム

- ・ 日 時： 令和2年11月26日(木) 14:00～
- ・ 場 所： 兵庫県トラック総合会館 3F
神戸市灘区大石東町2丁目4-27 TEL 078-882-5556
- ・ 定 員： 80名 ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は定員数を減じて、換気・マスク着用など対策を講じて実施いたします。なお、後日、フォーラムの動画を兵ト協ホームページに掲載しますので、参加出来なかった方はそちらをご覧ください。

令和2年度自動車公害防止月間

環境キャンペーン運動

兵庫県下11ヵ所 (JR駅周辺など) にて

トラック運送事業者が、アイドリングストップ・エコドライブ運動の推進を図り、二酸化炭素の削減につとめるなど地球温暖化防止運動に取り組んでいることを広く県民の皆さんにご存知いただくキャンペーンです。

交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭を挙行了しました

9月28日(月)、神戸市中央区の生田神社において第20回兵庫県トラック協会交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭を厳かに執り行いました。

今回は新型コロナウイルス感染予防のため参加人数を縮小しました。

本殿において正・副会長をはじめ各支部長他、26名が出席し、交通安全祈願祭を行いました。福永会長が協会を代表して玉串を奉奠、出席者全員が二礼二拍手一礼し交通安全を祈願しました。

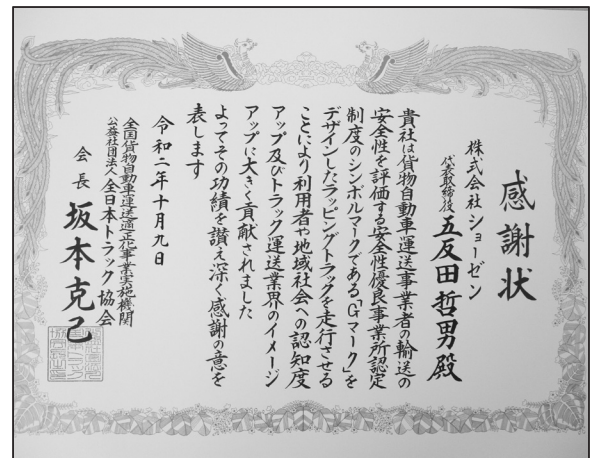
続いて神社会館で交通事故犠牲者慰霊祭を行い、福永会長が祭文を奏上し、「輸送の安全の確保と環境対策は最重要課題であり、私どもトラック運送事業に携わる全ての者が交通事故撲滅に取り組んでおり、交通事故防止に向け最大限の努力を傾注する」ことを諸霊に誓い、福永会長、各副会長、各支部長他、出席者全員が玉串を奉奠し、交通事故の犠牲になられた諸霊の安らかなご冥福を祈念し斎了いたしました。



Gマークラッピングトラックの走行にご協力いただいた株式会社ショーゼンに感謝状の授与及び記念品を贈呈させていただきました

昨夏より1年間、Gマーク認定制度の認知を目的にラッピングトラックの走行にご協力いただいた、株式会社ショーゼン（代表取締役 五反田 哲男氏）に対し、感謝の意を表するため全日本トラック協会長より感謝状の授与、記念品が贈呈されました。

10月19日に本社事務所（淡路市）を訪問し、西川専務より授与させていただきました。



OFF つづけていこうよ、明日のために…

エコドライブ推進中!

(一社)兵庫県トラック協会

委員会だより

令和2年度第2回物流政策・交付金委員会を開催しました

日 時 令和2年10月14日（水）
場 所 兵庫県トラック総合会館

原岡委員長、他委員19名が出席し、下記の事項を協議しました。

議 事

1. 令和3年度税制改正・予算に関する要望について
2. 令和2年度物流政策に関する事業報告（中間報告）について
3. 令和2年度運輸事業振興助成交付金事業会計補正予算（案）について
4. 令和2年度施設等運営事業特別会計補正予算（案）について
5. 施設等運営事業基金の一部処分（案）について
6. その他

資料

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る会員事業者普通会员及び賛助会員の会費免除（令和2年10月～12月の3ヶ月間 全ト協）
- ・小規模事業者コロナ時・災害時特別対策委員会（全ト協）について



支部活動だより

交通安全祈願祭を開催しました(東部支部)

9月23日(水)、東部支部は尼崎市東園田町の船詰神社において例年開催している秋の交通安全運動行事の一貫として、交通安全祈願祭を行い、当日は10名が参加しました。

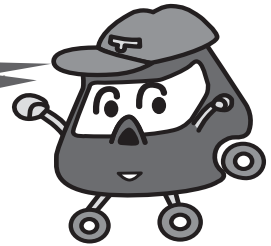


支部親睦ゴルフコンペを開催しました(東部支部)

10月6日(火)、東部支部は三木市吉川町富岡の三甲ゴルフ倶楽部ジャパンコースにおいて支部会員の親睦を図るためゴルフコンペを開催し、当日は20名が参加しました。



すごい人、紹介します。



なんと1ヶ月で陸上3部門日本記録を更新された 東部支部事務員の田中美香さんです。

趣味で陸上競技に取り組む東部支部事務員の田中美香さんが9月に出場した陸上競技大会で3部門の女子マスターズ日本記録を更新しました。下記が田中さんとのインタビュー内容になります。

① 学生時代から競技を続けていたのですか。

中学・高校と陸上部で短距離走をしていました。

② マスターズ陸上競技を始められたきっかけは何ですか。

高校を卒業後は競技から離れていたのですが、次男を出産後にダイエットがてらランニングをするようになり、ランニング仲間から誘われてマスターズ陸上に参加するようになりました。

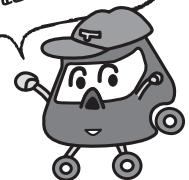
③ 何の競技を行っていますか。

中長距離（主に、800m、1500m、3000m、5000m、ハーフマラソン）

④ マスターズとはどのような陸上競技ですか

男女共に満18歳以上であれば登録でき、競技クラスは5歳刻みで、生涯楽しく同年代の人々と競技が出来ます。

「ハーフマラソン」って約20km
長すぎ～。
トラックで走る距離だね～。



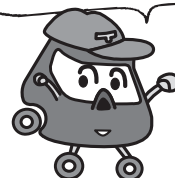
⑤ 練習はどれくらい行っていますか。

ほぼ毎日1時間から2時間くらい練習しています。

⑥ 日本記録を更新した競技は何ですか。

- 1500m（4分55秒45） W45（45歳～49歳の部）
（9月13日 第29回姫路陸上競技選手権大会）
※誕生日前日に走ったためW45の部

ウーン。継続は「力」なり。



- 3000m (10分31秒43) W50 (50歳～54歳の部)
(9月15日 神戸市長距離記録会)
- 5000m (17分46秒80) W50 (同上)
(9月27日 第64回関西実業団陸上競技選手権大会)



⑦ 競技を続けてよかったことは何ですか。

同じ趣味を持つ仲間と、性別、年代や職業等を超えた交流が出来て交友関係の幅も広がり楽しいです。

またマスターズ競技は5歳刻みなので記録や表彰のチャンスがあり年を重ねても楽しくチャレンジできるのも魅力です。いつまでも目標を持って頑張っています。

そして走ることによって前向きな気持ちになって心身共に健康的な生活を送られています。

⑧ 次の目標は何ですか。

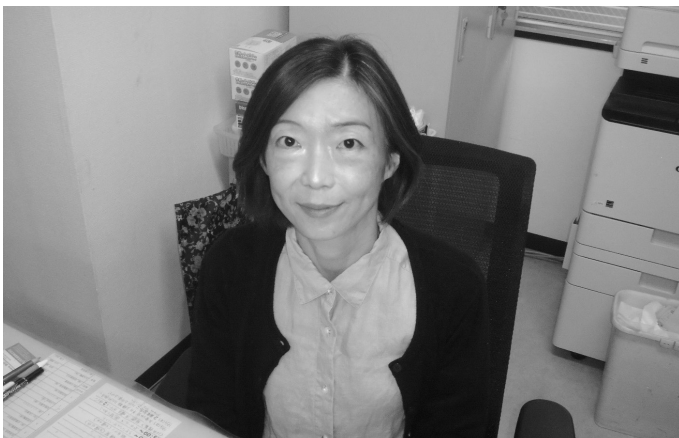
12月に岡山市で開催される第39回山陽女子ロードレース大会でハーフマラソンでも日本記録更新をすることです。

⑨ その他

自分の趣味の陸上競技で支部長をはじめ職場で喜んでいただいていることに感謝しかありません。

明るいニュースになればありがたいです。

少しでも生かせるように日々笑顔で仕事に邁進したいと思います。



田中美香さん



みなさんの周りにも
すごい人がいれば、連絡
お願いします。

兵ト協ニュースに掲載
させていただきます。

TEL 078-882-5556

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（令和2年9月末現在）

（単位:円/ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
J X T G		83.65	83.77	90.80	90.19
出 光		78.98	87.56	89.87	
コ ス モ		81.62	84.63	88.00	
そ の 他		81.20	83.23	89.55	94.87
総 計		81.63	84.61	90.32	93.70
2 ／ 8	全国平均	80.99	調査なし	90.22	91.30
	近畿平均	80.40		89.29	89.88

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位:円/ℓ）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
令和元年10月		93.69	98.08	101.20	102.87
令和元年11月		93.97	97.15	102.26	105.63
令和元年12月		95.90	98.41	101.94	107.14
令和2年1月		97.41	101.14	105.10	107.88
令和2年2月		99.41	103.08	106.42	111.12
令和2年3月		93.94	98.07	102.21	108.29
令和2年4月		82.54	91.03	91.42	97.97
令和2年5月		72.08	74.79	78.70	90.31
令和2年6月		66.90	69.74	75.35	81.70
令和2年7月		73.95	77.00	82.04	89.69
令和2年8月		77.92	80.61	84.85	91.77
令和2年9月		81.11	84.59	89.38	96.33
令和2年10月		81.63	84.61	90.32	93.70
年 間 平 均		85.50	89.17	93.35	98.77

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先	
2.9.24	東播	一般	(株)駒来商事	酒 井 修	〒673-0514 三木市志染町戸田1872-101	TEL 0794-88-6636 FAX 0794-88-6637
9.25	兵庫	一般	楽さす(株)	日比野 和 俊	〒652-0846 神戸市兵庫区出在家町1-3-7	TEL 078-945-9494 FAX 078-945-9393
9.30	但馬	一般 利用	(株)エリモロジスティクス	三 宮 正 裕	〒667-0131 養父市上野168-39	TEL 079-664-2929 FAX 079-664-2911
10.14	北播	一般	(株)エヌティロジスティクス	田 淵 誠 二	〒679-0221 加東市河高1816-173 凸版物流(株)滝野物流センター	TEL 0795-27-8170 FAX 0795-27-8175
10.19	西播	一般	大信物流輸送(株)	小 林 尚 美	〒573-0004 大阪府枚方市中宮大池4-5-16	TEL 072-847-3505 FAX 072-848-9595

変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
14	代表者	日 興 運 輸(株) 田 中 一 博	田 中 浩 司
40	社名 代表者	晶 栄 運 輸(有) 小 川 順 司	(株)や ま の べ 芝 谷 純 三
62	代表者	(株)リョーウンエクスプレス 茂 呂 尊 司	中 村 勉
106	住所 TEL/FAX	兵庫県土木運輸企業組合 神戸市兵庫区駅南通3-4-33 TEL 078-652-0467 FAX 078-652-0489	〒650-0015 神戸市中央区多聞通3-3-4-3F TEL 078-360-3817 FAX 078-360-3821
130	代表者	神 鋼 物 流(株) 岩 佐 道 秀	岡 欣 彦
135	代表者	(有)福 島 リ フ ト 福 島 克 介	西 尾 史 郎
153	代表者	大 栄 商 運(株) 梅 谷 栄 蔵	梅 谷 豪
159	代表者	播磨西エナジック(株) 中 川 進 弘	田 中 久 史・濱 田 祐 二
162	代表者	福 島 運 輸(株) 福 島 克 介	西 尾 史 郎
174	代表者	大 翔 興 業(有) 坂 本 大 樹	門 脇 武 夫

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

(一社) 兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

●兵庫県の風景（季節感の溢れたもの）、建築物、動植物等の写真（いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない）。

■応募方法

●会社名・氏名（ふりがな）・会社電話番号を明記した電子データ（CD-Rなど）で提供してください。

●撮影場所がわかるようにしてください。例：竹田城跡（朝来市）

■その他

●応募作品は未発表のものに限ります。

●採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。

●採用した方には粗品をさしあげます（クオカード）。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は（一社）兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。

* * *

トラッ君が「ゆるキャラグランプリ2020 THE FINAL」に出場しました!!!

今大会で最終回となる「ゆるキャラグランプリ2020」に兵ト協マスコットキャラクターのトラッ君が参加しました。

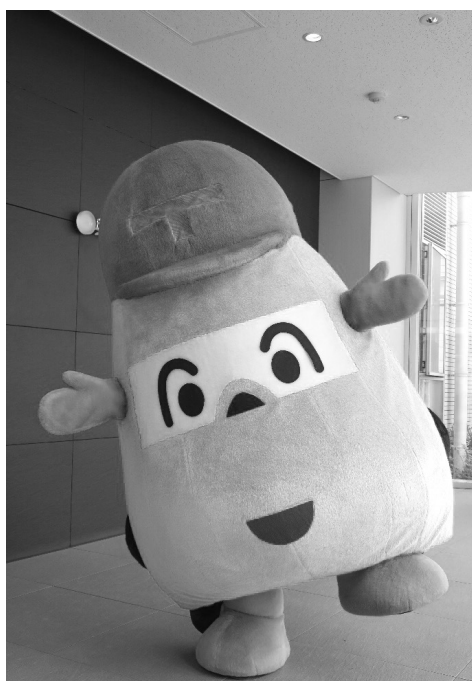
みなさまの投票のおかげで、「企業・その他」ランキングにおいて、237位/292位の成績を収めることが出来ました。

たくさんの投票ありがとうございました。

※今大会でゆるキャラグランプリは最終回です。

ゆるキャラグランプリ2020公式サイト

URL：<https://www.yurugp.jp/>



適正化事業部からのお知らせ

巡回指導における指導事項（今月のテーマ「帳票の保存期間について」）

担当：適正化事業指導員 藤岡 洋貴

貨物自動車運送事業を安全かつ適正に遂行するうえで、法令により様々な帳票類の作成、記録、保存、届出が義務づけられています。点呼記録簿や日常点検記録簿、乗務日報などその都度毎日のように記録・作成するものから、車両の3か月点検など定期的な実施、保存するもので幅広い帳票を適切に管理することが必要となります。

監査を受けた際に記録すべき帳票が適切に保存されていない場合には、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づいた行政処分の対象となる可能性もあります。

適用条項	違反行為		基準日車等	
	事項	初違反	再違反	
道路運送車両法49条	点検整備記録簿等の記録の保存 （1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿） ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	
貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条5項	点呼の記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 30日車	10日車 60日車	
貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条	乗務等の記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 30日車	10日車 60日車	
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条	運行記録計による記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 30日車	10日車 60日車	
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2	事故の記録の保存義務違反	警告	10日車	
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3	運行指示書及び写しの保存義務	20日車	40日車	
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5	運転者台帳の保存義務違反	警告	10日車	
貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全部記録なし又は記録の全部保存なし	警告 40日車	10日車 80日車	

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について別表」より一部引用

今月号では、法令で作成・保存が義務づけられている一部の帳票類について、どのくらいの期間保存しておく必要があるかをお知らせいたします。次項で帳票類の種別、根拠となる法・規則・条項等、各帳票の保存期間、備考を表にしておりますのでご参考となれば幸いです。

関係帳票類の保存期間等

帳票類等	法・規則・条項等	保存期間	備考（保存等の注意点）
定期点検記録簿	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2 道路運送車両法49条 自動車点検基準第4条	1年間保存	※定期点検整備実施計画等により計画的に実施し、その記録について車両に備え付けるだけでなく、写し等を営業所に保存。
点呼記録簿	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	1年間保存	※運転者が事業用自動車に乗務しようとするとき、また1日 の乗務を終了したときは、運行管理者等はその都度必ず対 面により点呼を実施。乗務前、乗務後の点呼がいずれも対 面で行えない運行の場合、乗務途中に電話等による中間点 呼も実施し記録を保存。
乗務記録（運転日報）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条	1年間保存	※運行記録計により記録したタコチャート等を乗務記録と して活用している場合、運行記録計で記録された事項以外 の記録すべき事項は、運転者ごとに運行記録計の用紙に付 記し保存。
運行記録計による記録 （チャート紙等）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条	1年間保存	※車両総重量7t以上又は最大積載量4t以上の車両は必ず運 行記録計を装着し、瞬間速度、運行距離、運行時間を記録 し保存。
事故記録簿	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2	3年間保存	※道路交通法第67条第2項に規定する交通事故（人の死傷若 しくは物の損壊）が生じた場合は記録し保存。
運行指示書	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3	1年間保存	※乗務前、乗務後の点呼がいずれも対面で行えない場合の運 行については、運行指示書を2通作成しうち1通を運転者 に携行させ正副の記録を営業所に保存。
運転者台帳	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5	転任、退職、その他の理由により 運転者でなくなった日から3年間	※事業用車両に乗務する全ての運転者の台帳備え付けが必 要（常時・非常時選任、雇用形態にかかわらず）。
指導教育記録簿	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 国土交通省告示第1366号	3年間保存	※指導監督指針12項目の内容に基づき教育実施計画を立て、 記録した教育記録簿を使用した資料の写し等とともに保 存。
車両台帳			※自動車検査証の写しでも可。車検の度に更新が必要。
日常点検表	貨物自動車運送事業輸送安全規則 第3条の2 道路運送車両法 第47条の2		※1日1回その運行の開始前に必ず点検を実施（被牽引車に ついても実施）し、記録を保存。
健康診断受診記録	労働安全衛生法 第66条、66条の2、3 労働安全衛生規則第43条、44条、45条、50条、51条	5年間保存	※6カ月平均で月4回以上午後10時から午前5時までの深夜 業に従事する者には6ヶ月以内ごとに1回健康診断を受診 させ営業所に保存。
3.6 協定 （時間外労働及び休日労働に関する協定）	労働基準法第36条、109条 厚生労働省令第76号	5年間保存 （経過措置により当分の間3年）	※時間外労働や休日出勤が全く発生しない場合を除き、営業 所ごとに36協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届出。

協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
10・5	多可町との「災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定」締結式	多可町役場	11・9	整備管理者選任後研修(神戸)	兵ト協
6	兵ト協 海コン部会 運賃・業務委員会合同会議	兵ト協	10	トラック運送事業者のための人材確保セミナー	兵ト協
7	自動車関係団体連絡会議	自動車会館	11	引越管理者講習	兵ト協
8	全ト協 トラックの森植樹式	大阪・鶴見園 緑地公園	12	はい作業主任者技能講習会(～13日)	兵ト協
	全ト協 理事会	大阪府立国際会議場	16	新規事業者講習会	兵庫陸運部
9	運行管理者等基礎講習(講師)	兵庫県中央労働センター		神戸市災害時物資供給訓練(図上訓練)	神戸市役所
	神戸港水際・防災対策連絡会議	神戸沿岸方舎	17	兵ト協 理事会	兵ト協
12	兵ト協 海コン部会 役員会	兵ト協	18	全ト協 物流政策委員会	全ト協
14	兵ト協 物流政策・交付金委員会	兵ト協		三木会	兵ト協
15	全国道路利用者会議第70回全国大会	福岡国際会議場	19	整備管理者選任後研修(但馬)	和山山ジュビ ターホテル
	整備管理者選任後研修(神戸)	兵ト協		全ト協 女性部会 近畿ブロック研修会	兵ト協
19	全ト協 労働安全・衛生委員会	全ト協	20	「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」求職者及び事業者向け説明会	兵ト協
	兵庫県高圧ガス大会 実行委員会	兵庫県中央労働センター		近ト協 幹事会	新 阪 急 ホ テ ル
20	整備管理者選任後研修(但馬)	和山山ジュビ ターホテル		近畿地区物流政策懇談会幹事会	新 阪 急 ホ テ ル
23	整備管理者選任後研修(神戸)	兵ト協	26	環境と物流を考えるフォーラム	兵ト協
	自民党神戸市議員団との意見交換会	神戸市役所		全ト協 女性部会正副部会長会議	兵ト協
26	初任運転者特別講習	兵ト協	27	兵ト協 正副会長と部会との意見交換会	兵ト協
27	原価計算活用セミナー	兵ト協	30	適正化事業実施機関 近畿ブロック部課長会議	大ト協
	迷惑駐車対策・踏切対策 合同部会 兵庫県交通対策委員会	兵庫県会館	— 12月の予定 —		
	兵庫県高圧ガス大会	兵庫県公館	12・1	近畿地区物流政策懇談会	新 阪 急 ホ テ ル
28	兵ト協 正副部会長会議	兵ト協		I T活用セミナー	兵ト協
	兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協	2	関西広域連合 広域応援訓練	兵ト協
29	兵ト協 取扱部会 役員会	兵ト協		運輸マネジメントセミナー	西 修 部 会 研 究 館
	適正化事業実施機関指導員永年勤続兵庫陸運部長表彰	兵庫陸運部	3	整備管理者選任後研修(姫路)	姫 路 市 文 化 セ ン タ ー
— 11月の予定 —				全ト協 理事会	第 一 ホ テ ル 東 京
11・4	整備管理者選任後研修(姫路)	姫路市文化センター	4	交通事故防止大会	兵ト協
	自動車関係団体連絡会議	自動車会館	11	整備管理者選任後研修(神戸)	兵ト協
5	物流セミナー	ANAクラウン プラザホテル神戸	16	整備管理者選任後研修(神戸)	兵ト協